

< 介護支援専門員の研修体系 >

(R6.4.1)

介護支援専門員実務研修受講試験合格

実務研修

対象者: 介護支援専門員実務研修受講試験合格者
 研修課程・時間: 87時間以上
 (1) 介護保険制度の理念・現状及びアセスメント(講義・演習)
 (2) 介護支援サービスの基礎知識及び技術(講義・演習)
 (3) 介護支援サービスの展開(講義・演習)
 (4) 介護予防支援(講義・演習) 等

[修了者が登録申請] (修了後 3ヶ月以内)

介護支援専門員の登録

[専門員証交付申請]

介護支援専門員証交付(有効期間5年間)

有効期間が概ね1年以上あり
 実務に従事している

再研修

対象者: 登録後5年以内に専門員証の交付を受けていない者
 介護支援専門員証の有効期間が切れた者で新たに
 介護支援専門員証の交付を受けようとする者
 ※内容は(実務未経験者)更新研修と同様

登録から5年経過

[専門員証交付申請]

(修了後 1年以内)

有効期間切れ

有効期間が概ね1年以内に満了

専門研修 I

※過去に専門研修 I 相当の研修を修了したものは免除
 対象者: 介護支援専門員実務に従事している者で
 就業後6か月以上の者
 研修課程・時間: 56時間以上
 (1) 対人個別援助技術及び地域援助技術(講義・演習)
 (2) 介護支援専門員の実践における倫理(講義)
 (3) 医療との連携及び多職種協働の実践(講義)
 (4) 実践の振り返り及び課題の設定(講義・演習) 等

専門研修 II

対象者: 介護支援専門員実務に従事しているもので
 就業後通算3年以上の者
 研修課程・時間: 32時間以上
 (1) 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の
 展開(講義)
 (2) 介護支援サービスにおける実践事例の研究及び
 発表(講義・演習) 等

更新研修

【実務未経験者】

対象者: 満了日から遡って5年間実務に就いていない者
 研修課程・時間: 54時間以上
 (1) 介護保険制度の理念・現状及び介護支援サービス
 (講義・演習)
 (2) 自立支援のための介護支援サービスの基本(講義・演習) 等

【実務経験者】

対象者: 有効期間が概ね1年以内に満了する実務経験者
 研修課程・時間: 更新研修 I (56時間)、更新研修 II (32時間)
 ※専門研修 I・II と同様
 ※2回目以降は更新研修 II のみ(専門研修 II と同様)
 ※有効期間内に専門研修を全課程受講している者は免除
 ※主任介護支援専門員更新研修を受講している者は免除

[専門員証更新申請]

介護支援専門員証交付(有効期間5年間)

< 主任介護支援専門員の研修体系 >

主任介護支援専門員研修(有効期間5年間)

対象者: 次の①から④のいずれかに該当し、かつ、専門研修 I 及び
 専門研修 II 又は実務経験者に対する更新研修
 を修了した者

- ①専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者
- ②ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケア
 マネジメント学会認定ケアマネジャーであって専任の介護
 支援専門員としての従事期間が3年以上の者
- ③主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援
 センターに配属されている者
- ④介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者
 であり、都道府県が適当と認める者

研修課程・時間: 70時間以上
 (1) 主任介護支援専門員の役割と視点(講義)
 (2) ターミナルケア(講義)
 (3) 人材育成及び業務管理(講義)
 (4) 地域援助技術、医療との連携及び多職種協働の
 実現(講義・演習)
 (5) 対人援助者監督指導、支援の展開(講義・演習) 等

主任介護支援専門員更新研修

対象者: 主任介護支援専門員研修修了証明書の
 有効期間が概ね2年以内に満了する者

研修課程・時間: 46時間以上
 受講要件: 次に該当する主任介護支援専門員
 ①介護支援専門員に係る研修の企画・講師の経験者等
 ②法定外の研修等に毎年4回以上参加した者
 ③日本ケアマネジメント学会開催の研究大会等において
 演題発表等の経験者
 ④日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネジャー
 ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を
 有する者であり都道府県が適当と認める者

[専門員証更新申請]

介護支援専門員証有効期間延長

※主任資格は申請不要で延長。
 (主任修了証明書の有効期間まで)